小野町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要項

１ 目的

小野町では、ふるさと納税制度により町に寄付をいただいた方に対し、感謝の意を伝えるとともに、寄附の促進並びに特産品のPR及びに販路拡大を図るため、寄附者へお送りするお礼の品の提供に協力いただける事業者を募集します。

２ 提供事業者のメリット

（１） 商品名等をPR

ふるさと納税サイトや町ホームページなどに商品写真や商品名が掲載されますので、商品をPRすることができます。

（２） 自社商品の販売促進

お礼の品発送時に商品とともに自社商品のパンフレット等を同封していただくことで、自社製品の販売促進やPRを図ることができます。

３ 提供業者の要件

提供事業者は、次に挙げる要件をすべて満たしている者とします。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではありません。

（１） 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。

（２） 原則として、小野町に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等を有する法人、団体または個人事業主であって、町の物産振興及び観光に関する取り組みについて、理解・協力を得られること。

（３） 町税等に滞納がないこと。

（４） 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（５） 個人情報の取り扱い、その他本要項の主旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。

※ただし、上記の要件に適応していても、町が提供事業者として適当ではないと認めた場合は、参加をお断りすることがあります。

４ お礼の品について

（１） 次の要件を全て満たす返礼品を募集します。

ア 小野町の魅力をＰＲし、交流人口拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

イ 次の地場産品基準のうち、いずれかに該当すること。

（ア）小野町内において生産されたものであること。

（イ）小野町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

（ウ）小野町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであること。

（エ）小野町内において提供されるサービスであること。

（オ）その他、総務省基準（平成31年総務省告示第179 号）に適合するものや、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。

※ 総務省の地場産品基準は随時見直しが行われています。基準が変更になることにより、出品済のものでも出品できなくなる場合があります。

ウ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。

※ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととします。

エ 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後５日程度の賞味期限が保証されていること。

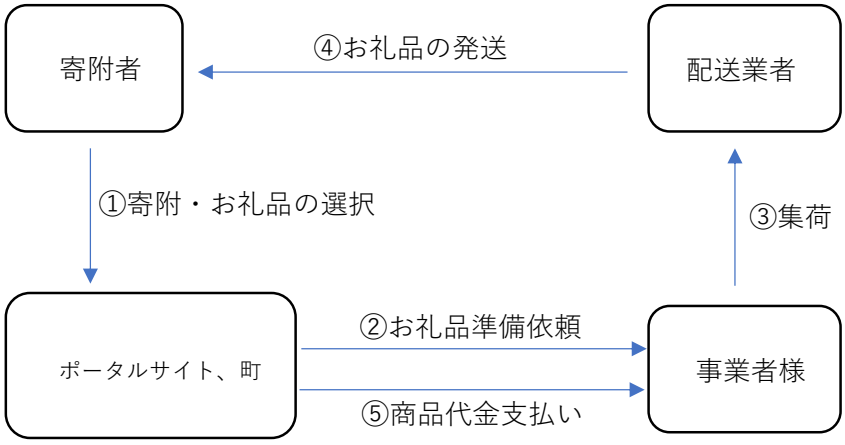
オ サービスの提供等の場合は、原則として有効期限が発行日から１年以上であること。

（２） 寄附金額については、事業者から提示されたお礼の品の提供価格をもとに寄附設定を行います。

（３）上記（１）イに掲げる地場産品基準並びに食品表示法及び食品衛生法に違反することがないよう、必要に応じて書類の提出及び実地調査に応じること。また、これらの法令において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存すること。

５ 事業の流れ

寄附者が寄附の申し出を行ってから町が事業者に対しお礼の品に関する費用をお支払いするまでの流れは以下の図のとおりです。



６ お礼の品の発送

（１） 事業者は、町から依頼を受けた概ね１週間以内に寄附者に対しお礼の品の発送をしてください。ただし、別途指示にあるお礼の品についてはその指示に従ってください。

（２） お礼の品は、原則として通年で対応できるものとします。ただし、収穫時期や生産量の制限により、通年納品できない場合は、申込時に提供期間、提供量を明示してください。
（３） お礼の品の発送は、原則として事業者が行うこととし、発送日の調整等寄附者と連絡をとる必要が生じる場合、原則として事業者から行ってください。
（４） 発送時、町から依頼を受けた文書等を同封のうえ発送してください。

７ 申込み方法
（１） 希望される事業者等は「小野町ふるさと納税協力事業者申込書兼誓約書」（様式第１号）及び「提供お礼の品説明書」（様式第２号）を小野町役場企画政策課まで提出してください。申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者を決定します。
（２） 提供事業者の募集は、随時行います。

８ その他の留意事項
（１） 商品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットができる環境が必要となります。
（２） 登録された商品は、寄附者によりお礼の品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
（３） お礼の品の品質等に関して寄附者からの苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず町へ報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切の責任を負いません。
（４） 町は、協力事業者及び商品が本要項に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、協力事業者の登録及びお礼の品の提供を取り消すことができます。
（５） 登録後に協力事業者を辞退したい場合は、事前に町まで申込みが必要です。
（６） 個人情報の取扱いについては、小野町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

９ 申込み・お問合せ先
小野町役場　企画政策課
〒963－3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92
TEL　0247-72-6939　　FAX　0247-72-3121
E-mail　kikakuseisakuka@town.fukushima-ono.lg.jp